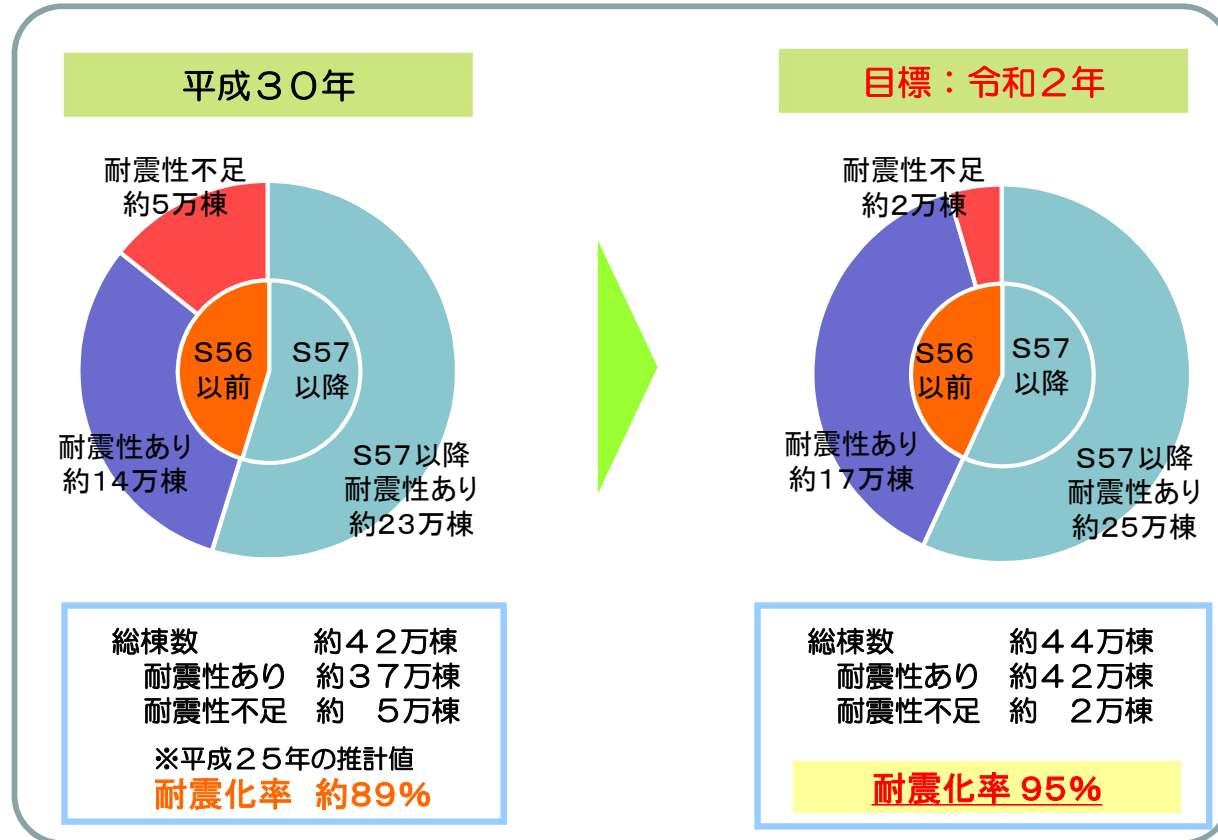


建築物の耐震化の進捗状況

多数の者が利用する建築物の平成30年の耐震化率は、89%であり、令和2年に耐震化率を95%にする目標を掲げている。また、令和7年を目途に耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消する目標を掲げている。

○多数の者が利用する建築物*



○耐震診断義務付け対象建築物*

目標：令和7年

令和7年を目途に耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

* 多数の者が利用する建築物
(学校、病院、百貨店等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

* 耐震診断義務付け対象建築物
(要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物)

※目標を位置づけている計画等

令和2年目標

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針 (H18年国交省告示第184号)
- ・首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H27. 3閣議決定)
- ・国土強靱化年次計画2020 (R2.6 国土強靱化推進本部決定) 等

令和7年目標

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針 (H18年国交省告示第184号)
- ・国土強靱化年次計画2020 (R2.6 国土強靱化推進本部決定)
- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (R1.5.31 中央防災会議決定) 等

他の所管行政庁において、学校、病院等の施設について、個別に耐震化率の目標の公表が進んできている。

所管省庁	指標名	目標
国交	官庁施設の耐震基準を満足する割合	95% (2020)
文科	公立小中学校施設の構造体の耐震化率	100% (2020)
文科	国立大学法人等施設の耐震化率	100% (2021)
文科	私立学校施設の耐震化率(高校等以下)	95% (2020)
文科	私立学校施設の耐震化率(大学等)	96% (2020)
文科	避難場所に指定されている公立社会体育施設(体育館)の耐震化率	95% (2023)
厚労	社会福祉施設等の耐震化率	95.2% (2020)
厚労	病院全体の耐震化率	80% (2020)
法務	法務省施設の耐震化率	97% (2021)
法務	矯正施設の耐震化率	86% (2021)
警察	都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	97% (2020)
総務	消防庁舎の耐震化率	100% (-)
総務	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	100% (-)

(出典: 国土強靱化年次計画2020)

耐震診断義務付け対象建築物とは、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」と「要安全確認計画記載建築物」である。

- ### 国による基本方針の作成
- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標の設定
 - 相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針
 - 耐震化の促進を図るための施策の方針
 - 耐震診断、耐震改修の方法(指針)
 - ブロック塀等の安全対策

- ### 都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成
- 建築物の耐震診断及び改修の目標
 - 緊急輸送道路等の指定(都道府県、市町村)
 - 目標達成のための具体的な施策
 - 防災拠点建築物の指定(都道府県)

(1) 建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象 (全ての既存耐震不適格建築物)

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物 (耐震改修促進計画に位置付け)

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 (平成30年の政令改正により、建物に附属するブロック塀等を対象に追加)
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4以上→過半数)

耐震性に係る表示制度(任意)

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

耐震改修支援センター

耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

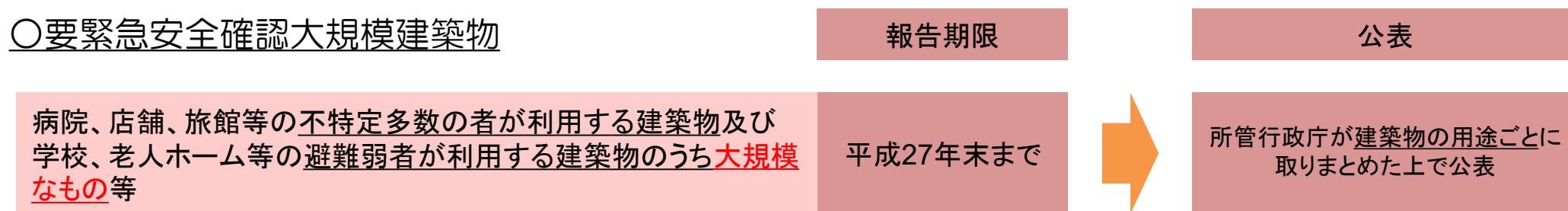
補助等の実施

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表状況

要緊急安全確認大規模建築物(延べ面積5,000㎡以上の病院、店舗、旅館等)については、これまでに東京都の一部を除くすべての自治体で、耐震診断結果が公表済みとなっている。

○要緊急安全確認大規模建築物



■要緊急安全確認大規模建築物に係る耐震診断結果の公表状況 (R2.4.1時点)

(1) 都道府県別の診断結果の公表状況

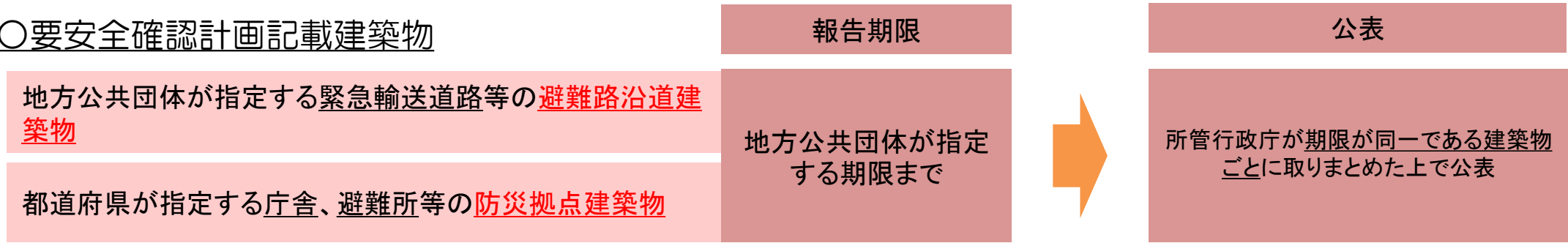
都道府県内の行政庁において、診断結果の公表を完了	一部行政庁において診断結果の公表を完了
46道府県	1都 (東京都)

(2) 耐震診断結果の状況

大地震に対して倒壊・崩壊する危険性	棟数(割合)
Ⅰ(危険性が高い)	約 740棟 (約 7%)
Ⅱ(危険性がある)	約 490棟 (約 4%)
Ⅲ(危険性が低い) ※改修工事中のものを含む	約9,830棟 (約89%)
未報告	約 30棟 (約 0%)
合計	約11,080棟

- 要安全確認計画記載建築物のうち、避難路沿道建築物については、20都府県72市町村において対象道路が指定され、東京都(一部)、滋賀県、大阪府、5市が診断結果を公表。
- 要安全確認計画記載建築物のうち、防災拠点建築物(庁舎、病院、避難所となる体育館等)については、35道県において対象建築物が指定され、16県において診断結果を公表。

○要安全確認計画記載建築物



■要安全確認計画記載建築物に係る指定・公表状況 (R2.4.1時点)

(1) 避難路沿道建築物 ※令第4条第1号に規定する建築物に係るもの

指定を行った地方公共団体	耐震診断結果の公表を行った地方公共団体※1
20都府県72市町村※2	東京都(一部)、滋賀県、大阪府、5市

(2) 防災拠点建築物

指定を行った地方公共団体	耐震診断結果の公表を行った地方公共団体※1
35道県※3	16県

※1 要緊急安全確認大規模建築物にも該当する建築物のみを公表している場合は除く。
 ※2 ブロック塀等については、2都府1市が義務付けを行っている。
 ※3 3道県は要緊急安全確認大規模建築物のみを指定。

耐震化率の目標について今後どのように目標を設定し、達成状況を検証していくかなどのフォローアップのあり方について検討するため、専門家、有識者からなる「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」を設置した。

【検討状況】

第1回研究会を2020年3月4日、第2回研究会を2020年3月19日に開催予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、委員に対し、現在の枠組みや今後想定される枠組みを個別に説明した上で、メール等の手段を用いて審議を頂いてとりまとめを行った。

【委員名簿】

- 深尾 精一 首都大学東京名誉教授（社会資本整備審議会委員）
- 中埜 良昭 東京大学生産技術研究所教授（社会資本整備審議会委員）
- 藤田 香織 東京大学大学院工学系研究科教授（社会資本整備審議会委員）
- 加藤 孝明 東京大学生産技術研究所教授（社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会専門委員）

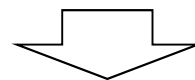
住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめにおいて、「建築物について、他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んでいることを踏まえれば、従来の目標での継続性に固執することなく、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化して、建築物の耐震化の目標を設定することが適当ではないか。その上で、令和7年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物のおおむね解消を引き続き目標とするとともに、他の所管省庁が公表している各施設の耐震化目標（国土強靱化年次計画2019に掲載されているもの）も併せて示すことが適当ではないか。」とされたところ。

これまでの目標

○建築物

- ・令和2年までに多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%
- ・令和7年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

※多数の者が利用する建築物については、他の所管省庁において各施設の目標を公表し耐震化を図っているところである。



新たな目標（建築物は耐震診断義務付け対象建築物に絞る）

○建築物

- ・令和7年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

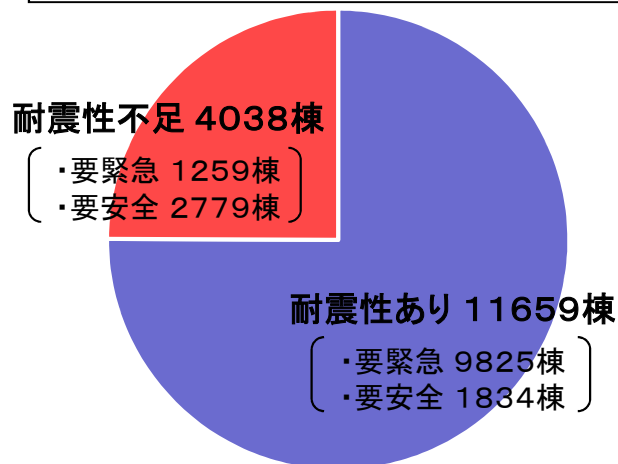
※今後フォローアップしていく対象を耐震診断義務付け対象建築物に絞る。

今後の建築物の目標 (案)

建築物の耐震化率については、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化して、目標を設定し、耐震改修促進法第4条に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針」(平成18年国土交通省告示第184号)等※において位置づける予定。

※国土強靱化年次計画 等

耐震診断義務付け対象建築物の 令和2年4月時点の耐震化率



耐震診断義務付け対象建築物※

総棟数 15,697棟
 耐震性あり 11,659棟
 耐震性不足 4,038棟

※令和2年4月時点

耐震化率 約74%

**目標：令和7年
(2025年)**

耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

所管省庁	指標名	目標
国交	官庁施設の耐震基準を満足する割合	95%(2020)
文科	公立小中学校施設の構造体の耐震化率	100%(2020)
文科	国立大学法人等施設の耐震化率	100%(2021)
文科	私立学校施設の耐震化率(高校等以下)	95%(2020)
文科	私立学校施設の耐震化率(大学等)	96%(2020)
文科	避難場所に指定されている公立社会体育施設(体育館)の耐震化率	95%(2023)
厚労	社会福祉施設等の耐震化率	95.2%(2020)
厚労	病院全体の耐震化率	80%(2020)
法務	法務省施設の耐震化率	97%(2021)
法務	矯正施設の耐震化率	86%(2021)
警察	都道府県警察本部及び警察署の耐震化率	97%(2020)
総務	消防庁舎の耐震化率	100%(-)
総務	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	100%(-)

※耐震診断義務付け対象建築物は旧耐震基準で建築されたもののみが対象であり、新耐震基準建築物は含まれない。また、上記棟数は、令和2年4月に耐震診断結果等が公表されているものに限る。

(出典：国土強靱化年次計画2020)